

通所介護重要事項説明書

サンキ・ウエルビィ株式会社

通所介護重要事項説明書

（事業の目的）

第1条 サンキ・ウエルビィ株式会社（以下「事業者」とします。）が開設する、サンキ・ウエルビィデイサービスセンター山口（以下「事業所」とします。）が行なう通所介護事業（以下「事業」とします。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、通所介護（以下「サービス」とします。）の提供に当たる事業所の生活相談員、看護職員、介護職員、機能訓練指導員その他の従業者（以下「サービス従業者」とします。）が、居宅において要介護状態にある者（以下「利用者」とします。）に対し、適正なサービスを提供することを目的とします。

（運営の方針）

第2条 事業者は、地域との結びつきを重視し、居宅介護支援事業者、他の居宅サービス事業者、保険医療サービス又は福祉サービスを提供する者及び関係市町との密接な連携を図りつつ、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図り、利用者がその有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、生活機能の維持又は向上を目指し、利用者に対し、事業所において必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行なうことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的な負担の軽減を図ります。

（事業者の概要）

第3条

- (1) 法人名 : サンキ・ウエルビィ株式会社
- (2) 法人所在地 : 広島県広島市西区商工センター六丁目1番11号
- (3) 代表者氏名 : 代表取締役 並川 寛
- (4) 電話番号 : 082-270-2266

（営業日及び営業時間）

第4条 事業所の営業日および営業時間は以下の通りです。

- (1) 営業日 : 月曜日から金曜日（12月31日～1月3日を除く）
- (2) 営業時間 : 8時30分～17時30分
- (3) サービス提供時間 : 9時45分～17時00分

注1) サービス提供時間は、事前に居宅介護支援事業者等により計画された居宅サービス計画に基づくものとし、原則として緊急のサービス依頼を受けることはできません。

（サービス提供事業所の概要）

第5条

事業所名	サンキ・ウエルビィデイサービスセンター山口
所在地	山口市平井1417-8 平川マンション1階

電話番号等	083-923-3611
指定事業所番号	3570301493
通常の事業の実施地域	山口市

(事業所の定員及び設備の概要)

第6条

定員	29名
食堂兼機能訓練室	1室 (89.80 m ²)
浴室	1室 (一般浴)
静養室	1室
相談室	1室
送迎車	4台 (中型2台・小型2台)

(事業所の従業者の体制)

第7条

(1) 管理者 1名 (常勤)

管理者は、当該事業所の従業員の管理及びサービス利用の申し込みに係る調整、通所介護計画の作成、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行なうものとします。また、法令等に規定されている事業の実施に関して遵守すべき事項についての指揮命令を行なうものとします。

(2) 生活相談員 2名以上

生活相談員は、利用者に対し生活の向上を図るために適切な相談、援助を行なうものとし、介護その他必要なサービスの提供に当たるものとします。

(3) 看護職員 1名以上

看護職員は、利用者の健康状態の確認、服薬管理、病状が急変した際の救急措置等の看護業務を通じて利用者の日常生活支援を行なうものとする。

(4) 介護職員 4名以上

介護職員は、通所介護計画に基づき、必要な日常生活の世話及び介護、機能訓練を行なうものとする。

(5) 機能訓練指導員 1名以上

機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練指導、助言を行なうものとします。

(従業員証明書)

第8条 サービス従業者は、常に従業員証明書を携行し、利用者又はその家族から求められた時はいつでも提示するものとします。

(通所介護計画書)

第9条 事業者は、利用者的心身の状況、希望、そのおかれている環境を踏まえて、機能訓練等の目標を達成するための具体的なサービス内容等を記載した通所介護計画書を作成します。

2 通所介護計画書は、既に居宅サービス計画が作成されている場合には、当該居宅サ

サービス計画の内容に沿って作成するものとします。

- 3 事業者は作成した通所介護計画書を利用者又はその家族に対して、その内容を説明し、利用者の同意を得るとともに、利用者に交付するものとします。
- 4 事業者は、通所介護計画書にそってサービスを提供するものとします。
- 5 事業者は、利用者について、通所介護計画にそったサービスの実施状況及び目標の達成状況の記録を行なうものとします。
- 6 事業者は、通所介護計画書に基づくサービスの提供の開始時から、当該通所介護計画書に記載したサービスの提供を行なう期間が終了するまでに、少なくとも1回は、当該通所介護計画の実施状況の把握（以下「モニタリング」とします。）を行なうものとします。
- 7 事業者は、利用者から通所介護計画書の変更又は中止の要請がある場合には、状況を十分に調査し、医師又は居宅介護支援事業者の助言・指導に基づいて、通所介護計画の内容を変更し又は中止します。

（サービス内容）

- 第10条** サービスは利用者が事業所まで来所し、事業所において、サービス従業者が入浴、食事の提供、その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行なうものとします。
- 2 事業所は、以下のサービス内容区分の中から指定の時間帯に応じて、選択されたサービスを提供するものとします。

(1) 身体介護

利用者の日常生活動作能力の程度に応じて、必要な支援及びサービスを提供します。
(排せつの介助、移動・移乗、養護、その他必要な身体の介護)

(2) 入浴

家庭において入浴することが困難な利用者に対して、必要な入浴サービスを提供します。（衣類着脱の介助、身体の清拭、整髪、洗身、その他必要な入浴の介助）

(3) 食事の提供

給食を希望する利用者に対して、必要な食事のサービスを提供します。（食事の準備、配膳下膳の介助、食事摂取の介助、その他必要な食事の介助）

(4) 機能訓練

体力や機能の低下を防ぐために必要な訓練及び日常生活に必要な基本的動作を獲得するための訓練を行ないます。

(5) レクリエーション

利用者が、生きがいのある快適で豊かな日常生活を送る事ができるよう、レクリエーション（音楽活動、製作活動、行事的活動、体操等）を実施します。これらの活動を通じて仲間づくり、老いや障害の受容、心身機能の維持・向上、自信の回復や情緒安定を図ります。

(6) 送迎

送迎を必要とする利用者に対し、利用者の居宅前路上から当該事業所間の送迎サービスを提供します。送迎車両には運転手又はサービス従業者が添乗し、必要な介助を行ないます。（送迎、移動、移乗動作の介助）なお、天候や交通事情等諸般の事情により、所定の送迎時刻と誤差が生じる場合があります。

(7) 相談・助言

利用者及び家族の日常生活における介護等に関する相談及び助言を行ないます。

(サービス利用料金)

第11条 サービス利用料金は、厚生労働大臣が定める基準の額（介護報酬告示の額）に準拠した金額となり、利用者は事業者に対して、サービス利用料金から保険給付額を控除した金額（以下「利用者負担額」とします。）を支払うものとします。利用者負担額については、負担割合証に基づき負担割合を確認し請求するものとします。法定代理受領以外の利用料については、厚生労働大臣が定める基準の額（介護報酬告示の額）に準拠の額（介護報酬告示の額）全額になります。

なお、サービス利用料金表については別表に記載いたします。

(交通費その他の費用)

第12条 サービス従業者が利用者を送迎するため、利用者宅を訪問する際に係る交通費は、第5条に記載する通常の事業の実施地域の利用者は、無料とします。

2 第5条に記載する通常の事業の実施地域以外の利用者は、事業者に対して前項に定める交通費の実費を支払います。その場合の実費は、第5条に記載する通常の事業の実施地域を越えた地点から目的地までの区間における往復の自動車使用時の経費〔19円／km〕（別途消費税）、有料道路代、通行料です。

(キャンセル)

第13条 利用者がサービスの利用の中止（以下「キャンセル」とします。）をする際には、速やかに事業所まで連絡してください。

2 利用者の都合により本サービスをキャンセルする場合には、本サービス利用の前日までに連絡してください。何ら申し出なくサービスがキャンセルされた場合又は当日のキャンセルについては、利用者に次のキャンセル料金が発生します。但し、利用者の容態の急変等、緊急且つやむを得ない事情がある場合には、キャンセル料金は発生しません。

連絡時間	キャンセル料金
サービス利用日の前日まで	無料
サービス利用日の当日	実費分（食事代・おやつ代）

3 キャンセル料金は、当月分の利用料金の支払いに合わせて請求します。

(支払い方法)

第14条 事業者は、利用実績に基づいて1か月毎にサービス利用料金・その他費用を計算し、請求しますので、翌月末日までに支払うものとします。利用料の支払いと引き換えに領収書を発行します。支払いは下記のいずれかの方法となります。

(1) 金融機関口座からの自動引き落し

利用できる金融機関：漁業協同組合を除く全ての金融機関

(2) 事業者が指定する口座への振込

広島銀行 広島西支店 普通預金 1674396 サンキ・ウエルビィ（カ

(事業者及びサービス従業者の義務)

第15条 事業者及びサービス従業者は、サービスの提供に当たって利用者の生命、身体及び財産の安全に配慮するものとします。

- 2 事業者は、サービス従業者の清潔保持及び健康状態について必要な管理並びに設備・備品等の衛生的な管理に努めるものとします。
- 3 事業者は、サービスの提供に当たって、緊急時の連絡先として主治医を確認する等、医師及び医療機関等への連絡体制の確保に努めるものとします。
- 4 事業者は、利用者に対するサービスの提供内容について記録を作成し、サービス実施日の終了時ごとに利用者又はその家族等による確認を受けるものとします。また、作成したサービス実施記録及び各種介護計画書は、その完結の日から5年間保存し、利用者又はその連帯保証人の求めに応じて閲覧に供し、又はその写しを交付します。

(緊急時及び事故発生時の対応)

第16条 サービス従業者は、利用者に病状の急変その他緊急対応の必要が生じた場合は、速やかに救急隊、主治医に連絡する等の措置を講じるとともに、事業所の管理者に報告するものとします。

- 2 事業者は、サービスの提供により事故が発生した場合には、事業所所在地の市町、利用者の家族等に連絡を行なうとともに、必要な措置を講じるものとします。
- 3 事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録し、その完結の日から5年間保存するものとします。
- 4 事業者は、利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行なうものとします。但し、事業者に故意過失がなかった場合はこの限りではありません。

(虐待の防止の為の措置に関する事項)

第17条 事業者は、利用者の人権の擁護、虐待等の防止のため次の措置を講じるものとします。

- (1) 虐待の防止に関する担当者の設置。
 - (2) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
 - (3) 虐待防止の指針を整備し、必要に応じて見直しを行なう。
 - (4) サービス従業者に対する虐待防止を啓発、普及するための研修の実施。
 - (5) その他虐待防止のために必要な措置。
- 2 事業者は、当該事業所のサービス従業者又は養護者（日常的に世話をしている家族、親族、同居人等利用者を現に養護する者）により虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は速やかに、これを市町に通報するものとします。また、利用者に対する虐待の早期発見のため、行政が行なう調査等に協力するものとします。

(身体的拘束等の禁止)

第18条 事業所は、サービスの提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行なわない。

- 2 事業所は、やむを得ず身体的拘束等を行なう場合には、その態様及び時間、その際

の利用者的心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録するものとします。

3 事業所は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じるものとします。

- (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行なうことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図るものとします。
- (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備するものとします。
- (3) 従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施するものとします。

（成年後見制度の活用支援）

第19条 事業者は、利用者と適正な契約手続等を行なうため、必要に応じ、成年後見制度の利用方法や関係機関の紹介等、成年後見制度を活用できるように支援を行なうものとします。

（サービス利用に当たっての留意事項）

第20条 生活相談員等は、利用者に対して従業者の指示に従ってサービス提供を受けてもらうよう指示を行なうものとします。

2 生活相談員等は、事前に利用者に対して次の点に留意するよう指示を行なうものとします。

- ① 気分が悪くなった時は速やかに申し出るものとします。
- ② 共有の施設・設備は他の迷惑にならないよう利用するものとします。
- ③ 時間に遅れた場合は、送迎サービスが受けられない場合があるものとします。

（非常災害等対策）

第21条 事業者は、風水害、地震、火災等の非常災害に際して、利用者の安全確保を最優先とした避難、誘導等の措置をとるものとします。

2 事業所のサービス従業者は、消防設備、救急品、避難器具等の備え付け及びその使用方法、並びに非常災害時の避難場所、避難経路に熟知しておくものとします。

3 事業所のサービス従業者は、非常災害等を発見又は発生の危険性を察知したときは、臨機の措置をとるとともに、所轄消防署に通報する等の適切な措置を講じるものとします。

4 防火管理者は、非常災害に関する具体的計画を策定するとともに、計画等の概要を掲示しなければならないものとします。また、当該計画に基づく防災訓練（消火、非常等）を年に2回以上行なうこととします。

5 事業者は、非常災害時において高齢者等特に配慮を要するものを受入に努めるものとします。

（その他留意事項）

第22条 利用者又はその家族は、本契約で定めた業務以外の事項をサービス従業者に依頼することはできません。

2 サービス従業者は、サービスにともない、医療行為を行なうことはできません。

- 3 利用者の担当となるサービス従業者の選任及び変更は、利用者に適正かつ円滑にサービスを提供するため、事業者が行なうものとし、利用者がサービス従業者を指名することはできません。
- 4 利用者が、担当のサービス従業者の変更を希望する場合には、業務上不適当と判断される事由を明らかにして、事業所まで申し出ください。但し、業務上不適当とされる事由が無いと判断した場合は、サービス従業者の変更ができない場合があります。
- 5 送迎予定時間は、交通事情等により前後することがあります。
- 6 サービス提供の際の事故及びトラブルを避けるため、次の事項に留意ください。
 - (1) サービス従業者は、預金通帳、キャッシュカード、印鑑、年金証書その他有価証券等は、一切預かることはできません。
 - (2) 現金や貴重品は、室内に放置せず、目に見えない場所や金庫等に保管してください。
 - (3) サービス従業者に対する贈り物や飲食等の配慮は、遠慮します。

(サービスに対する相談・苦情・要望等の窓口)

第23条 サービスに関する相談、苦情及び要望等（以下「苦情等」とします。）については、下記の窓口で対応します。苦情等については真摯に受け止め、誠意を持って問題の解決に臨み、対応内容を記録し、その完結の日から5年間保存し、常に居宅サービス事業者としてサービスの質の向上に努めるものとします。

(1) サービス提供事業所苦情等窓口

苦情等受付担当者	加川 順子
苦情等解決責任者	岩寄 亜紀
受付時間	8時30分から17時30分（休業日を除く）
電話番号	083-923-3611
FAX番号	083-923-3612

注) 苦情対応の基本手順

- ① 苦情の受付、②苦情内容の確認、③苦情等解決責任者への報告、④苦情解決に向けた対応の実施、⑤原因究明、⑥再発防止及び改善の措置、⑦苦情等解決責任者への最終報告、⑧苦情申立者に対する報告。

(2) 事業者以外の苦情等窓口

市町	受付窓口	山口市役所 高齢福祉課
	住所	山口県山口市亀山町2-1
	電話番号	083-934-2758
	FAX番号	083-934-2647
	受付日時	8時30分～17時15分 (土、日、祝日及び年末年始を除く)
国民健康保険 団体連合会	受付窓口	山口県健康保険団体連合会介護保険課
	住所	山口県山口市朝田1980番地7 国保会館
	電話番号	083-995-1010
	FAX番号	083-934-9665

	受付日時	9時00分～17時00分 (土、日、祝日及び年末年始を除く)
--	------	-----------------------------------

(個人情報の使用等及び秘密の保持)

第24条 事業者及び事業所のサービス従業者は、利用者又はその家族の個人情報を保持します。この秘密を保持する義務は、契約が終了した後も継続します。事業者は予め書面により同意を得た場合は、サービス担当者会議等、また利用者の安全確保のため必要な場合に、当該個人情報を使用することができます。

(第三者による評価の実施状況)

第25条 当事業所が提供するサービスの第三者評価の実施状況は下記の通りです。

第三者による評価に実施状況	1 あり	実施日	平成31年1月24日
		評価機関名	山口県健康福祉部 長寿社会課
	結果の開示	1 あり	2 なし
	2 なし		

別表（通所介護）

（サービス利用料金）

サービス利用料金は、厚生労働大臣が定める基準の額（介護報酬告示の額）に準拠した金額となり、利用者は事業者に対して、下記のサービス利用料金から保険給付額を控除した金額（以下「利用者負担額」とします。）を支払うものとします。利用者負担額については、負担割合証に基づき負担割合を確認し請求するものとします。法定代理受領以外の利用料については、厚生労働大臣が定める基準の額（介護報酬告示の額）に準拠の額（介護報酬告示の額）全額になります。

（1）事業所が通常規模型の事業所である場合

要介護度	サービス提供時間	3時間以上4時間未満			
		サービス利用料金	利用者負担額		
			1日につき	1割	2割
要介護 1		3,700 円	370 円	740 円	1,110 円
要介護 2		4,230 円	423 円	846 円	1,269 円
要介護 3		4,790 円	479 円	958 円	1,437 円
要介護 4		5,330 円	533 円	1,066 円	1,599 円
要介護 5		5,880 円	588 円	1,176 円	1,764 円
要介護度	サービス提供時間	4時間以上5時間未満			
		サービス利用料金	利用者負担額		
			1日につき	1割	2割
要介護 1		3,880 円	388 円	776 円	1,164 円
要介護 2		4,440 円	444 円	888 円	1,332 円
要介護 3		5,020 円	502 円	1,004 円	1,506 円
要介護 4		5,600 円	560 円	1,120 円	1,680 円
要介護 5		6,170 円	617 円	1,234 円	1,851 円
要介護度	サービス提供時間	5時間以上6時間未満			
		サービス利用料金	利用者負担額		
			1日につき	1割	2割
要介護 1		5,700 円	570 円	1,140 円	1,710 円
要介護 2		6,730 円	673 円	1,346 円	2,019 円
要介護 3		7,770 円	777 円	1,554 円	2,331 円
要介護 4		8,800 円	880 円	1,760 円	2,640 円
要介護 5		9,840 円	984 円	1,968 円	2,952 円
要介護度	サービス提供時間	6時間以上7時間未満			
		サービス利用料金	利用者負担額		
			1日につき	1割	2割
要介護 1		5,840 円	584 円	1,168 円	1,752 円
要介護 2		6,890 円	689 円	1,378 円	2,067 円

要介護 3	7,960 円	796 円	1,592 円	2,388 决
要介護 4	9,010 円	901 决	1,802 决	2,703 决
要介護 5	10,080 决	1,008 决	2,016 决	3,024 决

要介護度	サービス提供時間	7 時間以上 8 時間未満		
		サービス利用料金	利用者負担額	
			1 割	2 割
要介護 1		6,580 决	658 决	1,316 决
要介護 2		7,770 决	777 决	1,554 决
要介護 3		9,000 决	900 决	1,800 决
要介護 4		10,230 决	1,023 决	2,046 决
要介護 5		11,480 决	1,148 决	2,296 决
要介護度	サービス提供時間	8 時間以上 9 時間未満		
		サービス利用料金	利用者負担額	
			1 割	2 割
要介護 1		6,690 决	669 决	1,338 决
要介護 2		7,910 决	791 决	1,582 决
要介護 3		9,150 决	915 决	1,830 决
要介護 4		10,410 决	1,041 决	2,082 决
要介護 5		11,680 决	1,168 决	2,336 决

注1) 通常規模の事業所とは、当該年度の前年度の1月当たりの平均利用者延べ人数が750人以内の事業所をいいます。

注2) 心身の状況その他利用者のやむを得ない事情により、長時間のサービスの利用が困難である場合は、所要時間2時間以上3時間未満のサービスが利用できます。その際のサービス利用料金は上記(1)の所要時間3時間以上4時間未満のサービス利用料金の70%となります。

(2) 算定基準に適合していると届け出ている加算については、上記利用料金に以下の金額を加算します

加算の種類	要件	算定	サービス利用料金	利用者負担額		
				1 割	2 割	3 割
口腔機能向上 加算 (I)	口腔機能の低下又はそのおそれのある利用者に対して、多職種共同で口腔機能改善管理指導計画を作成の上、個別的に口腔清掃又は摂食・嚥下機能に関する		3 月以内の期間に限り 1 月に 2 回を限度 1,500 决	150 决	300 决	450 决

	訓練の指導若しくは実施等の口腔機能向上サービスを実施した場合に算定します					
口腔機能向上加算（Ⅱ）	(I)に加え、口腔機能改善管理指導計画等の情報を厚労省に提出し、口腔機能向上サービスの実施に必要な情報を活用した場合に算定します	3月以内の期間に限り1月に2回を限度 1,600円	160円	320円	480円	
口腔・栄養スクリーニング加算（I）	利用開始時及び利用中6か月ごとに利用者の口腔の健康状態及び栄養状態について確認を行ない、当該情報を利用者を担当する介護支援専門員に提供した場合に算定します	6か月に1回を限度 200円	20円	40円	60円	
口腔・栄養スクリーニング加算（Ⅱ）	口腔機能向上加算を算定している場合に、口腔の健康状態と栄養状態のいずれかの確認を行ない、当該情報を利用者を担当する介護支援専門員に提供した場合に算定します	6か月に1回を限度 50円	5円	10円	15円	
科学的介護推進体制加算	利用者ごとのADL値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況等の基本的な情報を厚生労働省に提出し、その情報を通所介護の適切かつ有効な提供に活用している場合に算定します	● 1月につき 400円	40円	80円	120円	
中重度ケア体制加算	中重度の要介護者が社会性の維持を図り在宅生活の継続を目指したケアを計画的に実施できる体制を整えている場合に算定します	1日に つき 450円	45円	90円	135円	

認知症加算	認知症の利用者に認知症の症状の進行の緩和に資するケアを計画的に実施する体制を整えている場合に算定します		1日に つき 600円	60円	120円	180円
個別機能訓練加算（I）イ	多職種共同にて個別機能訓練計画を作成し、計画的に機能訓練を実施している場合に算定します		1日に つき 560円	56円	112円	168円
個別機能訓練加算（I）ロ	（I）イの要件に加えて専従の理学療法士等を1名以上配置している場合に算定します	●	1日に つき 760円	76円	152円	228円
個別機能訓練加算（II）	（I）の要件に加えて個別機能訓練計画の情報を厚生労働省に提出し、機能訓練の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用した場合に算定します	●	1月に つき 200円	20円	40円	60円
入浴介助加算（I）	浴中の利用者の観察を含む介助を行なう場合に算定します	●	1日に つき 400円	40円	80円	120円
入浴介助加算（II）	居宅において入浴ができるようになることを目的に、居宅を訪問し把握した浴室環境等を踏まえた入浴介助計画の作成と、計画に沿った支援を行なった場合に算定します	●	1日に つき 550円	55円	110円	165円
若年性認知症利用者受入加算	若年性認知症（40歳から64歳まで）の利用者を対象に指定通所介護を行なった場合に算定します	●	1日に つき 600円	60円	120円	180円
サービス提供体制強化加算（I）	厚厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして届け出た事	●	1日に つき 220円	22円	44円	66円

サービス提供体制強化加算（II）	業所が、利用者に対して通所介護を行なった場合は、当該基準に掲げる所定単位数を加算します	1日につき 180円	18円	36円	54円
サービス提供体制強化加算（III）		1日につき 60円	6円	12円	18円

加算の種類	算定	サービス利用料金に割増料金を加算 1月につき
介護職員等処遇改善加算（I）	●	9.2%
介護職員等処遇改善加算（II）		9.0%

注1) 介護職員等処遇改善加算は、介護職員等の処遇を改善するために賃金改善や資質の向上等の取組みを行なう事業所に認められる加算です。

(3) 下記に該当する場合には、以下の金額を減算します

加算の種類	要件	サービス利用料金	利用者負担額		
			1割	2割	3割
同一建物に居住又は同一建物から利用	同一建物に居住する利用者又は同一の建物からサービスに通う者に対し、サービスを行なった場合には料金を減額します	1日につき △940円	△94円	△188円	△282円
送迎未実施（片道につき）	送迎を行なわない場合は、片道につき料金を減額します	片道につき △470円	△47円	△94円	△141円

(4) その他の費用について

食事の提供に要する費用	昼食代 550円、おやつ代 100円
その他の費用	おむつ代実費
レクリエーションに係る材料費	実費

2. 公的介護保険の適用がない場合及び介護保険法上償還払いとなる場合には、サービス利用料金の全額を、公的介護保険の適用がある場合において、給付限度額又は支給限度額を超えるサービスを提供した場合には、その限度額を超えた額を、利用者は事業者に対して支払うものとします。また、公的介護保険の適用がない場合に限り、別途消費税は利用者負担となります。なお、償還払いとなる場合には、後日、領収書及びサービス提供証明書を保険者（市町）の窓口に提示して承認された後、利用者には

利用者負担額を控除した金額が払い戻されます。

3. 本契約の有効期間中、介護保険関係法令の改正により、サービス利用料金又は利用者負担額の改定が必要となった場合には、改定後の金額を適用します。この場合、事業者は、法令改正後速やかに利用者に対し、改定の施行時期及び改定後の金額を通知します。

事業者は、利用者又はその家族並びに連帯保証人に対し、本重要事項説明書により重要事項について20年月日説明を行ないました。

利用者又はその家族並びに連帯保証人は、サービスの提供開始に伴い、重要事項について説明を受け同意し交付を受けました。

同意日及び交付日 20 年 月 日

<利 用 者> 住 所

氏 名 _____

<代 理 人> 住 所

氏 名 _____
(利用者との続柄)

<署名代行人> 住 所

氏 名 _____
(利用者との続柄)

<立 会 人> 住 所

氏 名 _____
(利用者との続柄)

<連帯保証人> 住 所

氏 名 _____
(利用者との続柄)

<事 業 者> サンキ・ウエルビィ株式会社
代表取締役 並川 寛

<事 業 所> 事業所名 サンキ・ウエルビィデイサービスセンター山口
住 所 山口市平井1417-8 平川マンション1階

説明者 _____ 印